

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉一

専 決 処 分 書

衆議院議員総選挙に係る予算につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和7年度三浦市一般会計補正予算（第6号）

令和8年1月22日

三浦市長 出口 嘉一

令和7年度三浦市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度の三浦市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,806,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,997,900	39,316	4,037,216
	3 委託金	62,081	39,316	101,397
歳入合計		22,766,995	39,316	22,806,311

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,081,352	39,316	6,120,668
	4 選挙費	108,477	39,316	147,793
歳出合計		22,766,995	39,316	22,806,311

三浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第3条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(その他の基準)

第4条 前条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準のとおりとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 26 日 提出

三 浦 市 長   出   口   嘉   一

三浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(その他の基準)

第4条 前条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準のとおりとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例

三浦市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年三浦市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市行政手続条例の一部を改正する条例

三浦市行政手続条例（平成9年三浦市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項（第25条において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前

の例による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年三浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1固定資産評価員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会 委員	年額	8,000円
------------	----	--------

別表第1投票所の投票管理者の項中「12,700円」を「16,200円（職務時間内に交替する場合にあっては、16,200円以内で選挙管理委員会が定める額）」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「12,700円」を「14,400円（職務時間内に交替する場合にあっては、14,400円以内で選挙管理委員会が定める額）」に改め、同表開票管理者の項中「12,700円」を「14,400円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「11,600円」を「13,200円（立会時間内に交替する場合にあっては、13,200円以内で選挙管理委員会が定める額）」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「10,300円」を「11,700円（立会時間内に交替する場合にあっては、11,700円以内で選挙管理委員会が定める額）」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「10,300円」を「11,700円」に改め、同表選挙長の項中「19,500円」を「22,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中別表第1投票所の投票管理者の項から選挙長の項までの改正規定は公布の日から、同表固定資産評価員の項の次に1項を加える改正規定は令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第1投票所の投票管理者の項から選挙長の項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

議案第8号

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
する条例

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和32年三浦市条例第  
11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

27 市長に係る令和8年6月及び12月に支給することとなる期末手当につい  
ては、第2条第4項及び第5項の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第27項の規定は、同日に  
おいて市長の職にある者に限り適用する。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三浦市職員の給与に関する条例（昭和30年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「次に掲げる自動車等の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号中「55,000円」を「66,400円」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年三浦市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち三浦市職員の給与に関する条例第9条第3項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号にセからナまでを加える改正規定を削る。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険税条例（昭和30年三浦市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前条第1項の世帯主」を「世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）」に改め、「並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者（以下「国保課税被保険者」という。）」を削り、同条第3項中「国保課税被保険者」を「世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」に改め、同条第4項中「につき」を「である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が同条第37項に規定する額を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第3条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）」に改め、同条第1項中「国保課税被保険者に係る」を削り、「第7条及び第9条において」を「以下」に、「100分の6.53」を「100分の6.96」に改める。

第5条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）」に改め、同条中「国保課税被保険者」を「被保険者」に、「29,600円」を「34,900円」に改める。

第6条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）」に改め、同条第1号中「20,700円」を「24,300円」に改め、同条第2号中「10,350円」を「12,150円」に改め、同条第3号中「15,525円」を「18,225円」に改める。

第7条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）」に改め、同条中「国保課税被保険者に係る」を削り、「100分の2.79」を「100分の2.73」に改める。

第8条の見出しを「（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）」に改め、同条中「国保課税被保険者」を「被保険者」に、「17,400円」を「18,900円」に改める。

第9条の見出しを「（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）」に改め、同条中「100分の2.25」を「100分の2.41」に改める。

第11条の見出し中「介護納付金課税額」を「介護納付金課税被保険者」に改め、同条中「13,400円」を「15,200円」に改める。

第12条の見出し中「介護納付金課税額」を「介護納付金課税被保険者」に改め、同条中「7,000円」を「7,900円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第12条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第12条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2,000円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第12条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第25条第1項中「同条第3項本文」を「第2条第3項本文」に、「並びに同条第4項本文」を「、第2条第4項本文」に、「）の合算額」を「）並びに第2条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額」に改め、同項第1号アからオま

でを次のように改める。

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 24,430円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,010円
  - （イ） 特定世帯 8,505円
  - （ウ） 特定継続世帯 12,758円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13,230円
- エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,640円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,530円

第25条第1項第1号に次のように加える。

- カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円
- キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 140円

第25条第1項第2号アからオまでを次のように改める。

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,450円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,150円
  - （イ） 特定世帯 6,075円
  - （ウ） 特定継続世帯 9,113円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,450円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,950円

第25条第1項第2号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,000円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 100円

第25条第1項第3号アからオまでを次のように改める。

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,980円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,860円

（イ） 特定世帯 2,430円

（ウ） 特定継続世帯 3,645円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,780円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,040円

オ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,580円

第25条第1項第3号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 400円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

第25条第2項第1号ア中「4,440円」を「5,235円」に改め、同号イ中「7,400円」を「8,725円」に改め、同号ウ中「11,840円」を「13,960円」に改め、同号エ中「14,800円」を「17,450円」に改め、同項第2号ア中「2,610円」を「2,835円」に改め、同号イ中「4,350円」を「4,725円」に改め、同号ウ中「6,960円」を「7,560円」に改め、同号エ中「8,700円」を「9,450円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 300円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 500円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1,000円

第25条第3項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「」は、「」を「及び18歳以上被保険者均等割額）は、「」に改め、同項第1号から第6号までの規定中「出産被保険者に係る」を「国民健康保険の出産被保険者に係る」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の4

の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第25条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第9条」の次に「、第12条の2」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の三浦市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

議案第11号

三浦市南下浦コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

三浦市南下浦コミュニティセンター条例（令和4年三浦市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三浦市コミュニティセンター条例

第1条中「三浦市南下浦コミュニティセンター」を「三浦市コミュニティセンター」に改める。

第2条中「三浦市南下浦コミュニティセンター」を「三浦市コミュニティセンター」に改め、「三浦市南下浦町上宮田3258番地4に」を削り、同条に次の1項を加える。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三崎コミュニティセンター	三浦市天神町4番19号
南下浦コミュニティセンター	三浦市南下浦町上宮田3258番地4

第9条第1項を次のように改める。

センターの休館日は、次のとおりとする。

名称	休館日
三崎コミュニティセンター	12月29日から翌年1月3日までの日
南下浦コミュニティセンター	1月1日から1月3日までの日

第10条第1項を次のように改める。

センターの開館時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間
三崎コミュニティセンター	午前9時から午後9時まで
南下浦コミュニティセンター	午前9時から午後10時まで

第13条第1項中「センター」を「南下浦コミュニティセンター」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第13条関係）

1 センターの利用許可に係る利用料金の上限額

区分		単位	上限額
三崎コミュニティセンター	大会議室	1時間	600円
	中会議室	1時間	300円
	小会議室	1時間	200円

	談話室 1	1 時間	200円
	談話室 2	1 時間	200円
	料理講習室	1 時間	200円
	和室	1 時間	300円
南下浦コミュニティセンター	多目的ホール	1 時間	600円
	多目的室 1	1 時間	300円
	多目的室 2	1 時間	200円
	調理室	1 時間	200円
	スタジオ	1 時間	200円
	和室	1 時間	200円
	その他の区域（屋内）	1 平方メートル当たり 1 日	20円
	その他の区域（屋外）	1 平方メートル当たり 1 日	10円

## 2 センターの附属設備の利用許可に係る利用料金の上限額

区分	単位	上限額
三崎コミュニティセンター	調理台	1 台 1 時間当たり 200円
南下浦コミュニティセンター	プロジェクター	1 台 1 時間当たり 300円
	スクリーン	1 台 1 時間当たり 100円
	マイクセット	1 式 1 時間当たり 300円
	調理台	1 台 1 時間当たり 500円
	貸しロッカー（小）	1 区画 1 月当たり 300円
	貸しロッカー（大）	1 区画 1 月当たり 500円
	収納棚	1 区画 1 月当たり 1,000円

## 3 南下浦コミュニティセンターの附属駐車場の利用に係る利用料金の上限額

区分	単位	上限額
南下浦コミュニティセンターを利用する者	1 区画 1 回 30分当たり	100円
三浦市図書館南下浦分館を利用する者	1 区画 1 回の利用のうち 1 時間を超える部分について 30分当たり	100円

上記以外の者	1区画1回30分当たり	400円
--------	-------------	------

別表備考第3項中「センター」を「南下浦コミュニティセンター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三浦市コミュニティセンター条例の規定による三崎コミュニティセンターの指定管理者の指定又は利用に係る処分又は手続は、この条例の施行前にこれを行うことができる。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市三崎水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

三浦市三崎水産物地方卸売市場条例（昭和47年三浦市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第37条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

（1） 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）

（2） 前号の規定に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

（3） 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

三浦市企業等立地促進条例の一部を改正する条例

三浦市企業等立地促進条例（平成17年三浦市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和7年度三浦市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度の三浦市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123,331千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,682,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第3表の2 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金		5,000	5,217	10,217
	1 利子割交付金	5,000	5,217	10,217
10 地方交付税		5,195,700	284,905	5,480,605
	1 地方交付税	5,195,700	284,905	5,480,605
14 国庫支出金		4,037,216	△ 49,215	3,988,001
	1 国庫負担金	2,505,813	19,066	2,524,879
	2 国庫補助金	1,430,006	△ 68,281	1,361,725
15 県支出金		1,268,274	△ 2,636	1,265,638
	1 県負担金	835,951	4,288	840,239
	2 県補助金	335,477	△ 6,924	328,553
16 財産収入		37,238	40,073	77,311
	2 財産売払収入	2	40,073	40,075
17 寄附金		1,041,816	△ 272,000	769,816
	1 寄附金	1,041,816	△ 272,000	769,816
18 繰入金		1,149,014	△ 237,476	911,538
	1 基金繰入金	1,149,014	△ 237,476	911,538
20 諸収入		239,871	2,801	242,672
	5 雑入	150,412	2,801	153,213
21 市債		2,573,000	105,000	2,678,000
	1 市債	2,573,000	105,000	2,678,000
歳入合計		22,806,311	△ 123,331	22,682,980

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		187,471	△ 1,258	186,213
	1 議会費	187,471	△ 1,258	186,213
2 総務費		6,120,668	4,029	6,124,697
	1 総務管理費	5,538,851	2,158	5,541,009
	3 戸籍住民基本台帳費	130,508	1,871	132,379
3 民生費		7,440,549	27,918	7,468,467

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	4,418,810	△ 13,284	4,405,526
	2 児童福祉費	1,627,033	41,202	1,668,235
4 衛生費		2,442,682	24,733	2,467,415
	1 保健衛生費	723,602	△ 6,952	716,650
	2 清掃費	1,401,800	355	1,402,155
	3 病院費	267,517	13,044	280,561
	4 水道費	49,763	18,286	68,049
5 農林水産業費		423,491	△ 4,345	419,146
	1 農業費	188,386	△ 4,660	183,726
	2 水産業費	235,105	315	235,420
6 商工費		721,645	△ 148,950	572,695
	1 商工費	721,645	△ 148,950	572,695
7 土木費		1,547,050	△ 32,193	1,514,857
	1 土木管理費	75,291	9,008	84,299
	2 道路橋りょう費	436,332	△ 32,006	404,326
	4 都市計画費	932,293	△ 9,195	923,098
8 消防費		901,833	19,585	921,418
	1 消防費	901,833	19,585	921,418
9 教育費		1,221,087	△ 12,850	1,208,237
	1 教育総務費	241,175	△ 1,200	239,975
	2 小学校費	291,616	△ 7,098	284,518
	3 中学校費	179,533	△ 4,552	174,981
歳出合計		22,806,311	△ 123,331	22,682,980

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市民交流拠点整備事業	16,525
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	4,862
4 衛生費	2 清掃費	環境センター運転管理事業	2,530
	4 水道費	水道事業会計補助及び出資金	11,500
5 農林水産業費	2 水産業費	藻場保全事業	1,387
6 商工費	1 商工費	観光の核づくり推進事業(広場)	4,623
7 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	9,008
	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	2,112
	4 都市計画費	観光の核づくり推進事業(公園)	42,487
8 消防費	1 消防費	消防水利施設整備事業	4,539
		常備消防委託等事業	1,069

第 3 表 地方債補正

(廃止)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合行政ネットワーク整備事業費	6,000	普通貸借又は証券発行事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

第 3 表 の 2 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
市民交流拠点整備事業費	2,056,200	2,148,500
一般会計出資事業費	44,000	59,800
急傾斜地崩壊対策事業費	23,000	32,000
交通安全対策事業費	47,100	39,700
市営住宅除却事業費	7,800	12,900
消防水利施設整備事業費	4,400	8,800
常備消防委託等事業費	21,000	14,800
消防団一般管理事業費	14,300	13,300
中学校施設整備事業費	13,700	12,700

令和7年度三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度の三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,898千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,112,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,387,993	1,918	1,389,911
	2 国庫補助金	361,888	1,918	363,806
6 財産収入		453	61	514
	1 財産運用収入	453	61	514
7 繰入金		1,055,394	1,919	1,057,313
	1 他会計繰入金	931,089	1,919	933,008
歳入合計		6,108,351	3,898	6,112,249

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		127,044	3,837	130,881
	1 総務管理費	82,165	3,837	86,002
4 基金積立金		453	61	514
	1 基金積立金	453	61	514
歳出合計		6,108,351	3,898	6,112,249

令和7年度三浦市市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度の三浦市市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		148,000	43,277	191,277
	1 国庫補助金	148,000	43,277	191,277
4 繰入金		141,231	△1,072	140,159
	1 他会計繰入金	95,139	△1,072	94,067
7 市債		74,000	21,600	95,600
	1 市債	74,000	21,600	95,600
歳入合計		616,795	63,805	680,600

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 施設費		467,941	63,805	531,746
	1 施設費	467,941	63,805	531,746
歳出合計		616,795	63,805	680,600

## 第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 施設費	1 施設費	市場施設管理事業	28,072
		水産施設管理事業	46,563

## 第 3 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前額	補正後額
市場事業費	74,000	95,600

令和7年度三浦市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度三浦市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度三浦市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,727,920千円	13,044千円	2,740,964千円
第2項 医業外収益	133,124千円	13,044千円	146,168千円

第3条 予算第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（他会計からの補助金）

第8条 病院事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,044千円である。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和7年度三浦市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度三浦市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度三浦市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（既決予定量）	（補正後の予定量）
（4）	主要な建設改良事業	改良整備事業 270,703千円	309,711千円
		老朽管更新事業 351,346千円	403,713千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,479,158千円	2,486千円	1,481,644千円
第2項 営業外収益	183,083千円	2,486千円	185,569千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,423,096千円	2,486千円	1,425,582千円
第1項 営業費用	1,345,478千円	2,486千円	1,347,964千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	636,484千円	91,375千円	727,859千円
第1項 企業債	537,600千円	54,400千円	592,000千円
第2項 出資金	44,000千円	15,800千円	59,800千円
第3項 負担金	17,722千円	4,539千円	22,261千円
第4項 補助金	37,161千円	16,636千円	53,797千円
	支	出	
第1款 資本的支出	948,769千円	91,375千円	1,040,144千円
第1項 建設改良費	623,130千円	91,375千円	714,505千円

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
上水道整備事業費	551,800千円	592,000千円

第6条 予算第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,486千円である。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和7年度三浦市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度三浦市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度三浦市公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 公共下水道 事業費用	756,244千円	11,974千円	768,218千円
第2項 営業外費用	41,411千円	11,974千円	53,385千円

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和8年度三浦市一般会計予算

令和8年度三浦市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,296,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉一

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		5,596,681
	1 市民税	2,468,121
	2 固定資産税	2,261,663
	3 軽自動車税	123,278
	4 市たばこ税	307,916
	5 入湯税	23,642
	6 都市計画税	412,061
2 地方譲与税		117,826
	1 地方揮発油譲与税	21,889
	2 自動車重量譲与税	90,900
3 森林環境譲与税		5,037
	1 地方揮発油譲与税	21,889
	2 自動車重量譲与税	90,900
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		78,000
	1 配当割交付金	78,000
5 株式等譲渡所得割交付金		92,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	92,000
6 法人事業税交付金		101,000
	1 法人事業税交付金	101,000
7 地方消費税交付金		1,111,000
	1 地方消費税交付金	1,111,000
8 環境性能割交付金		6,110
	1 環境性能割交付金	6,110
9 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000
10 地方交付税		5,327,750
	1 地方交付税	5,327,750
11 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
12 分担金及び負担金		14,773
	1 負担金	14,773
13 使用料及び手数料		184,723
	1 使用料	77,587



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		237,238
	1 議 会 費	237,238
2 総 務 費		5,785,320
	1 総務管理費	5,304,794
	2 徴 税 費	241,633
	3 戸籍住民基本台帳費	145,905
	4 選 挙 費	46,132
	5 統計調査費	12,440
	6 監査委員費	34,416
3 民 生 費		7,131,645
	1 社会福祉費	4,138,765
	2 児童福祉費	1,612,923
	3 生活保護費	1,379,956
	4 災害救助費	1
4 衛 生 費		2,408,995
	1 保健衛生費	714,982
	2 清 掃 費	1,363,216
	3 病 院 費	284,532
	4 水 道 費	46,265
5 農林水産業費		415,221
	1 農 業 費	178,987
	2 水産業費	236,234
6 商 工 費		733,964
	1 商 工 費	733,964
7 土 木 費		1,504,874
	1 土木管理費	79,141
	2 道路橋りょう費	470,494
	3 河 川 費	165,756
	4 都市計画費	734,480
	5 住 宅 費	55,003
8 消 防 費		990,939
	1 消 防 費	990,939
9 教 育 費		1,307,666

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教育総務費	241,291
	2 小学校費	293,165
	3 中学校費	143,824
	4 学校給食費	377,677
	5 社会教育費	154,083
	6 保健体育費	97,626
10 災害復旧費		7
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	3
	3 文教施設災害復旧費	1
	4 その他公共施設災害復旧費	1
11 公債費		1,730,958
	1 公債費	1,730,958
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		22,296,827

## 第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 消 防 費	1 消 防 費	常備消防委託等事業	14,511

## 第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設予約サービス運用業務（サービス提供業務） （デジタル課）	令和 9 年度から 令和12年度まで	8,976
防犯灯一斉更新維持管理業務 （市民協働課）	令和 9 年度から 令和18年度まで	36,542
防犯灯整備事業（新設分） （市民協働課）	令和 9 年度から 令和18年度まで	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、契約単価に実施件数を乗じ消費税等を加えた額
三浦市市税等コンビニエンスストア収納事務 （市税・保育料・し尿処理手数料） （税務課・子ども課・環境課）	令和 9 年度から 令和11年度まで	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、収納 1 件当たりの額に収納件数を乗じて得た額及び基本料金に消費税等を加えた額
マイナンバーカード交付予約システム利用料 （市民サービス課）	令和 9 年度から 令和13年度まで	2,750
神奈川県知事・県議会議員選挙事業 （選挙管理委員会事務局）	令和 9 年度	19,244
三浦市議会議員選挙事業 （選挙管理委員会事務局）	令和 9 年度	17,315
生活保護システムクラウドサービス利用料 （福祉課）	令和 9 年度から 令和12年度まで	17,836
がん検診業務（集団） （健康づくり課）	令和 9 年度	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、契約単価に実施件数を乗じ消費税等を加えた額から自己負担分を引いた額
塵芥収集車購入費 （廃棄物対策課）	令和 9 年度	14,000
農地台帳システム・機器賃貸借 （農業委員会事務局）	令和 9 年度から 令和13年度まで	1,819
経済対策利子補給金 （観光商工課）	令和 9 年度	2,796

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学力調査業務 (学校教育課)	令和9年度	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、契約単価に実施件数を乗じ消費税等を加えた額
小中学校児童生徒心臓・腎臓検診業務 (学校教育課)	令和9年度	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、契約単価に実施件数を乗じ消費税等を加えた額
図書書籍データ利用料 (図書館)	令和9年度から 令和12年度まで	1,268

第 4 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会事務局事業費	50,800	普通貸借又は証券発行事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市民交流拠点整備事業費	1,862,800	同上	同上	同上
勤労市民センター運営管理事業費	52,200	同上	同上	同上
公共用財産維持管理事業費	7,600	同上	同上	同上
防犯灯整備事業費	225,900	同上	同上	同上
清掃運搬施設等整備事業費	8,600	同上	同上	同上
一般会計出資事業費	40,800	同上	同上	同上
農業基盤整備事業費	22,000	同上	同上	同上
三崎漁港整備事業費	8,100	同上	同上	同上
急傾斜地崩壊対策事業費	23,000	同上	同上	同上
橋りょう維持修繕事業費	2,200	同上	同上	同上
交通安全対策事業費	45,400	同上	同上	同上
三浦縦貫道路関連事業費	40,000	同上	同上	同上
河川維持管理事業費	136,500	同上	同上	同上
消防水利施設整備事業費	4,700	同上	同上	同上
常備消防委託等事業費	17,300	同上	同上	同上
消防団一般管理事業費	13,300	同上	同上	同上
小学校施設整備事業費	81,500	同上	同上	同上
中学校施設整備事業費	21,800	同上	同上	同上
計	2,664,500			

令和8年度三浦市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度三浦市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,500,610千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉一

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,359,185
	1 国民健康保険税	1,359,185
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		14
	1 手数料	14
4 国庫支出金		8,214
	1 国庫補助金	8,214
5 県支出金		3,663,014
	1 県補助金	3,663,014
6 財産収入		347
	1 財産運用収入	347
7 繰入金		446,383
	1 他会計繰入金	409,880
	2 基金繰入金	36,503
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		23,451
	1 延滞金、加算金及び過料	17,844
	2 市預金利子	301
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	5,305
歳入合計		5,500,610

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		92,916
	1 総務管理費	87,141
	2 徴税費	5,519
	3 運営協議会費	256
2 保険給付費		3,589,145
	1 療養諸費	3,114,366
	2 高額療養費	459,973
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	11,005
	5 葬祭諸費	3,800
3 国民健康保険事業費納付金		1,742,005
	1 医療給付費分	1,121,656
	2 後期高齢者支援金等分	407,868
	3 介護納付金分	171,817
	4 子ども・子育て支援納付金分	40,664
4 保健事業費		56,379
	1 特定健康診査等事業費	34,480
	2 保健事業費	21,899
5 基金積立金		347
	1 基金積立金	347
6 公債費		2
	1 公債費	2
7 諸支出金		14,816
	1 償還金及び還付加算金	8,534
	2 繰出金	6,282
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	5,500,610

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三浦市市税等コンビニエンスストア収納事務（国民健康保険税） （保険年金課）	令和 9 年度から 令和11年度まで	毎年度定める歳入歳出 予算の範囲内で、収納 1 件当たりの額に収納 件数を乗じて得た額及 び基本料金に消費税等 を加えた額

令和8年度三浦市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度三浦市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,232,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		948,915
	1 後期高齢者医療保険料	948,915
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 繰入金		215,094
	1 他会計繰入金	215,094
5 繰越金		64,967
	1 繰越金	64,967
6 諸収入		3,347
	1 延滞金、加算金及び過料	186
	2 償還金及び還付加算金	2,926
	3 市預金利子	162
	4 雑入	73
歳入合計		1,232,325



第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三浦市市税等コンビニエンスストア収納事務（後期 高齢者医療保険料） （保険年金課）	令和9年度から 令和11年度まで	毎年度定める歳入歳出予 算の範囲内で、収納1件 当たりの額に収納件数を 乗じて得た額及び基本料 金に消費税等を加えた額

令和8年度三浦市介護保険事業特別会計予算

令和8年度三浦市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,118,410千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,186,352
	1 介護保険料	1,186,352
2 使用料及び手数料		151
	1 手数料	151
3 国庫支出金		1,394,109
	1 国庫負担金	1,033,915
	2 国庫補助金	360,194
4 支払基金交付金		1,593,982
	1 支払基金交付金	1,593,982
5 県支出金		866,898
	1 県負担金	833,414
	2 県補助金	33,484
6 財産収入		569
	1 財産運用収入	569
7 繰入金		1,074,729
	1 他会計繰入金	937,295
	2 基金繰入金	137,434
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,619
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 市預金利子	473
	3 雑入	1,143
歳入合計		6,118,410

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		129,869
	1 総務管理費	85,135
	2 徴収費	4,187
	3 介護認定審査会費	40,547
2 保険給付費		5,745,629
	1 介護サービス等諸費	5,565,697
	2 その他諸費	3,517
	3 高額介護サービス等費	176,415
3 地域支援事業費		230,489
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	159,111
	2 包括的支援事業・任意事業費	71,378
4 基金積立金		569
	1 基金積立金	569
5 公債費		42
	1 公債費	42
6 諸支出金		1,812
	1 償還金及び還付加算金	1,812
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,118,410

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三浦市市税等コンビニエンスストア収納事務（介護保険料） （高齢介護課）	令和9年度から 令和11年度まで	毎年度定める歳入歳出予算の範囲内で、収納1件当たりの額に収納件数を乗じて得た額及び基本料金に消費税等を加えた額

令和8年度三浦市市場事業特別会計予算

令和8年度三浦市の市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ584,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉一

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		231,747
	1 使用料	231,744
	2 手数料	3
2 国庫支出金		129,976
	1 国庫補助金	129,976
3 財産収入		312
	1 財産運用収入	312
4 繰入金		136,502
	1 他会計繰入金	106,502
	2 基金繰入金	30,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		21,300
	1 延滞金、加算金及び過料	1,105
	2 市預金利子	218
	3 雑入	19,977
7 市債		64,900
	1 市債	64,900
歳入合計		584,738



第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場事業費	64,900	普通貸借又は証券発行事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

令和8年度三浦市第三セクター等改革推進債償還事業特別会計  
予算

令和8年度三浦市の第三セクター等改革推進債償還事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ264,150千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
2 財産収入		23,718
	1 財産運用収入	23,718
3 繰入金		240,413
	1 他会計繰入金	240,413
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		17
	1 市預金利子	17
歳入合計		264,150



## 令和8年度三浦市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度三浦市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数		136床
(2)	年間患者数	入院	41,610人
		外来	61,696人
(3)	一日平均患者数	入院	114人
		外来	256人
(4)	主要な建設改良事業	資産購入費	34,661千円
		施設整備費	67,323千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足の解消に充てるため企業債（経営改善推進事業）400,000千円を借り入れる。

	収	入
(科目)		(金額)
第1款 病院事業収益		2,763,866千円
第1項 医業収益		2,618,829千円
第2項 医業外収益		145,035千円
第3項 特別利益		2千円

	支	出
(科目)		(金額)
第1款 病院事業費用		3,234,362千円
第1項 医業費用		3,121,230千円
第2項 医業外費用		59,451千円
第3項 特別損失		3,681千円
第4項 予備費		50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額140,726千円は、過年度分損益勘定留保資金140,726千円で補填するものとする。）。

( 科 目 )	収 入	( 金 額 )
第 1 款 資本的収入		262,318千円
第 1 項 企 業 債		95,700千円
第 2 項 負 担 金		165,416千円
第 3 項 固定資産売却代金		1千円
第 4 項 寄 附 金		1千円
第 5 項 貸付金返還金		1,200千円

( 科 目 )	支 出	( 金 額 )
第 1 款 資本的支出		403,044千円
第 1 項 建設改良費		101,984千円
第 2 項 企業債償還金		282,660千円
第 3 項 貸 付 金		8,400千円
第 4 項 予 備 費		10,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
内視鏡機器借上げに係る単価契約	令和 9 年度から 令和 14 年度まで	毎年度定める収入 支出予算の範囲内 で、契約単価に、 使用件数を乗じ、 消費税等を加えた 額
三浦市立病院給食業務	令和 9 年度から 令和 11 年度まで	269,215千円
三浦市立病院検体検査業務	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	16,920千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円	普通貸借又は 証券発行 事業の進捗	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借	政府資金につ いては、その融 通条件により、

機 械 器 具 整 備 事 業 費	34,100	その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
建 物 関 係 整 備 事 業 費	61,600	同上	同上	同上
経 営 改 善 推 進 事 業	400,000	同上	同上	同上
計	495,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,915,254千円

(2) 交際費 89千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、144,357千円と定める。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉一

令和8年度三浦市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度三浦市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水栓数	21,727栓	
(2)	年間総配水量	5,264,000 m <sup>3</sup>	
(3)	一日平均配水量	14,422 m <sup>3</sup>	
(4)	主要な建設改良事業	改良整備事業	199,092千円
		老朽管更新事業	301,593千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
(科目)	(金額)	
第1款 水道事業収益	1,426,479千円	
第1項 営業収益	1,292,536千円	
第2項 営業外収益	133,941千円	
第3項 特別利益	2千円	

支		出
(科目)	(金額)	
第1款 水道事業費用	1,478,596千円	
第1項 営業費用	1,372,897千円	
第2項 営業外費用	95,698千円	
第3項 特別損失	1千円	
第4項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額287,959千円は、過年度分損益勘定留保資金182,599千円、当年度分損益勘定留保資金73,294千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,066千円で補填するものとする。)

収		入
(科目)	(金額)	
第1款 資本的収入	514,870千円	

第1項	企業債	449,300千円
第2項	出資金	40,800千円
第3項	負担金	19,460千円
第4項	補助金	5,309千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

( 科 目 )	( 金 額 )
第1款 資本的支出	802,829千円
第1項 建設改良費	501,774千円
第2項 企業債償還金	251,054千円
第3項 国庫補助返還金	1千円
第4項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
三浦市市税等コンビニエンスストア収納事務 (水道料金等)	令和9年度から令和11年度まで	毎年度定める収入支出予算の範囲内で、収納1件当たりの額に収納件数を乗じて得た額及び基本料金に消費税等を加えた額
三浦市水道事業料金改定計画業務委託	令和9年度から令和10年度まで	19,844 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道	千円 449,300	普通貸借又は証券発行 事業の進捗その他の都合により起債の全部又	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、企業財

整備事業費		は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	金及び銀行等引受について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
-------	--	--------------------------	--	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

151,488千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、19,026千円と定める。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

令和8年度三浦市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度三浦市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	整備区域面積	217ha
(2)	年間有収水量	1,367,314m <sup>3</sup>
(3)	一日平均有収水量	3,746m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	
	管きょ建設改良費	113,769千円
	コンセッション事業費	314,226千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
(科 目)		(金 額)
第1款	公共下水道事業収益	696,776千円
第1項	営業収益	85,385千円
第2項	営業外収益	611,390千円
第3項	特別利益	1千円

支 出		
(科 目)		(金 額)
第1款	公共下水道事業費用	694,948千円
第1項	営業費用	625,794千円
第2項	営業外費用	59,153千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,907千円は、当年度分損益勘定留保資金26,582千円及び建設改良積立金27,325千円で補填するものとする。)

収 入		
(科 目)		(金 額)
第1款	資本的収入	900,198千円

第1項	企業債	251,700千円
第2項	負担金及び分担金	404,753千円
第3項	補助金	243,744千円
第4項	固定資産売却代金	1千円

支 出

( 科 目 )		( 金 額 )
第1款	資本的支出	954,105千円
第1項	建設改良費	499,572千円
第2項	企業債償還金	451,533千円
第3項	予備費	3,000千円
(企業債)		

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業費	千円          251,700	普通貸借又は証券発行  事業の進捗その他の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び銀行等引受  について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の

金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 80,825千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、58,293千円である。

令和8年2月26日提出

三浦市長 出口 嘉 一

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

1 住 所 [REDACTED]

2 氏 名 鈴木基史

3 生年月日 [REDACTED]

令和8年3月24日提出

三浦市長 出口 嘉 一

履

歴

氏 名 鈴 木 基 史

生年月日

住 所

学

歴

職

歴

平成 5 年 4 月 三浦市役所勤務

平成 7 年 4 月

総務部（行政管理部）税務課（課税課）勤務

平成 18 年 3 月

平成 27 年 4 月 総務部法制文書課長

令和 6 年 4 月 教育部長 現在に至る

諮問第1号  
令和8年3月24日

三浦市議会議長 神田真弓様

三浦市長 出口嘉一

人権擁護委員の推薦について（諮問）

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、貴議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████	植 坂 泰 雄	██████████
████████████████████	白 勢 順 子	██████████
████████████████████	永 井 朋 子	██████████
████████████████████	角 田 仁	██████████

履

歴

氏 名 角 田 仁

生年月日

住 所

学

歴

職

歴

昭和60年4月 三浦市立南下浦小学校教諭

平成2年4月 神奈川県勤務

平成4年4月 三浦市立岬陽小学校教諭

平成11年4月 三浦市立上宮田小学校教諭

平成21年4月 三浦市立上宮田小学校総括教諭

平成22年4月 三浦市立岬陽小学校総括教諭

平成24年4月 三浦市立旭小学校教頭

平成26年4月 三浦市立名向小学校教頭

平成29年4月 三浦市立南下浦小学校教頭

平成31年4月 三浦市立旭小学校校長

令和5年3月 退職

令和5年4月  
神奈川県教育委員会勤務（会計年度任用職員）

令和7年3月